

令和5年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

通所リハビリテーション編



実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目 次

【通所リハビリテーション編】

- 1 高齢者向け福祉施設における防火・避難規定等の建築基準
法令に関する注意点について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 横浜市訪問介護等資格取得支援業・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 ノロウイルス食中毒について・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 食中毒が疑われる場合の対応について・・・・・・・・・・ 7
- 5 施設で給食を提供する場合の届出について・・・・・・・・ 8

高齢者施設における防火・避難規定等の 建築基準法令に関する注意点について

1 高齢者向け福祉施設における建築基準法令等の遵守について

建築基準法では不特定又は多数の方が使用、就寝等する用途の建築物を特殊建築物と定め、これらに適用する防火や避難に関する規定を強化しています。通所介護施設などの福祉施設についても、自力避難の困難な方が日常的に利用しており、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、これらの特殊建築物に該当します。

施設を管理される方におかれましては、人命を預かっているということをあらためて認識していただき、建築基準法令を遵守し、適切な管理をお願いします。

2 管理上の注意点について

(1) 建築基準法令への適合について

建築物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責務です（建築基準法第8条より）。建築基準法令により規定された建築物の防災チェックポイントを掲載いたしましたので、お目通しのうえ、適正な維持管理をお願いいたします。

また、建築物の新築や増築、用途変更等の際は、防火・避難規定など現行の建築基準法関係規定に適合するよう計画する必要があります。さらに、新築や一定規模を超える増築、用途変更等の際は建築確認申請の手続きが必要となります。

建築基準法関係規定の適合については専門的な内容となるため、新築や増築、用途変更等を行う際は、建築士など建築の専門家や建築行政窓口等にご相談のうえ、適切な手続きを行ってください。

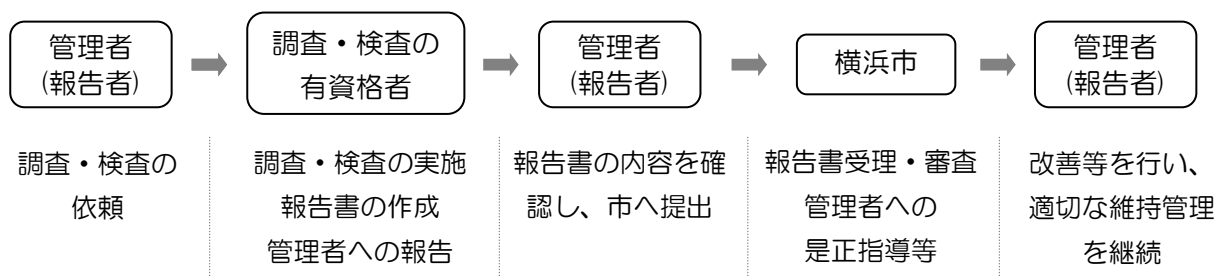
(2) 建築基準法に基づく定期報告について

① 定期報告制度の概要

横浜市では、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、一定の用途及び規模の建築物の所有者等は、定期的にその建築物の状態や建築設備について資格者に調査・検査をさせ、その結果を横浜市に報告するよう義務付けています。

(定期報告制度といいます。)

定期報告の一連の流れ



② 定期報告の対象建築物について

一定規模以上の入所者のための宿泊施設を有する老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院（介護療養型医療施設、介護医療院）は、定期報告の対象建築物となります。

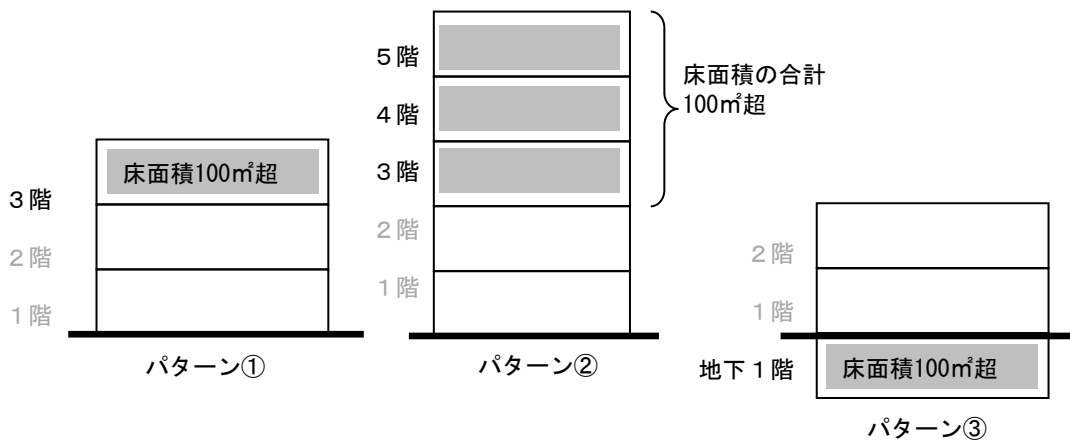
詳しい制度の内容については横浜市の「定期報告」ホームページをご覧ください、対象建築物に該当する場合は、定期報告を行っていただきますようお願いします。

福祉施設等で定期報告の対象となる建築物

老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院（介護療養型医療施設、介護医療院）の用途に供する部分が次のいずれかに該当する場合は、定期報告が必要となります。

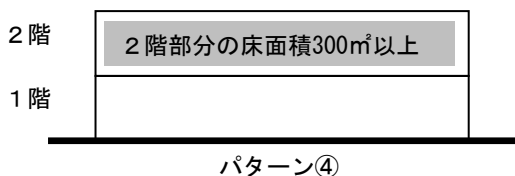
ア 床面積が100㎡を超える部分が、3階以上又は地階にあるもの

(例)



イ 2階部分の床面積が300㎡以上のもの

(例)



【横浜市の「定期報告」ホームページ】

・横浜市 建築局 建築物昇降機等の定期報告

(URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/teikihoukoku/>)

横浜市 定期報告

検索

【問い合わせ先】

・建築確認申請の手続きに関する相談

建築局建築指導課指導担当 TEL：045-671-4531 FAX：045-681-2437

・建築基準法第12条に基づく定期報告など建築物の維持管理に関する相談

建築局建築指導課建築安全担当 TEL：045-671-4539 FAX：045-681-2434

Click!



■建築物の防災チェックポイント一覧

建物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責任です（建築基準法第8条）。以下のチェックポイントを活用して、建築物の適切な管理にお役立てください。

箇所	チェックポイント	解説
非常用の照明装置	<input type="checkbox"/> 主電源を落したり、ひもを引いたりして照明が点灯しますか。バッテリーや電球切れで点灯しない場合があります。必要に応じ点検し交換しましょう。	<p>停電になった際に点灯し、避難路を照らすために設置されている設備です。</p> <p>消防法に基づく緑色の誘導灯(避難口を示すもの)とは異なります。</p>
排煙窓	<input type="checkbox"/> 排煙窓が円滑に開閉できますか。開放装置(オペレーターやチェーン)や窓等が、家具や荷物で隠れていたり、開放装置に不具合があったりしませんか。 <input type="checkbox"/> 開放方法は予め確認しておきましょう。	<p>火災時に最も怖いのは煙やガスです。</p> <p>排煙窓や排煙設備等は、火災で発生した煙やガスの建物内での拡散を防ぎ、速やかに屋外へ排出するため、重要な設備となります。</p>
内装制限	<input type="checkbox"/> 火気を使用する居室等(※1)で内装材料が、木質など燃えやすいものになっていませんか。 ※1 煙を逃がす窓等が設けられていない部屋や、3階以上にある部屋、調理室やボイラー室等の火気を使用する部屋	<p>火災の拡大を防ぎ避難と消防活動を促進するため、壁や天井等の内装仕上げを燃えないもの等にする必要があります。</p> <p>内装工事の際は建築士等の専門家に相談しましょう。</p>
階段の防火扉	<input type="checkbox"/> 防火扉を開閉するうえで障害となる物が置かれていませんか。 <input type="checkbox"/> 防火扉が自動的に閉まるよう、ドアクローザが機能していますか。 <input type="checkbox"/> 防火扉をひも等で固定していませんか。	<p>階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ重要な役割があります。</p>
敷地内通路や廊下等の避難経路	<input type="checkbox"/> 緊急時の避難経路に避難の障害となる物を置いていませんか。 避難経路は屋外の道路まで確保しましょう。	<p>火災時の避難には、廊下、通路の確保が大切です。法律上、原則として2方向の避難経路が必要となります。</p>
階段	<input type="checkbox"/> 避難の障害となる物を置いていませんか。 <input type="checkbox"/> 火災の原因となる物を置いていませんか。	<p>階段は、非常時に避難経路となります。</p> <p>普段使用していない階段も、安全な避難のために維持管理が必要です。</p>
外壁の開口部等	<input type="checkbox"/> RC造、鉄骨造等の建物の場合、窓、換気扇等に網入ガラス、防火ダンパー(※2)等の防火設備が設置されていますか。 ※2 火災時に風道から煙が拡散しないよう風道を封鎖させる仕組みのこと	<p>他の建物等からの延焼防止のため、延焼の恐れのある部分(※3)にある窓や換気扇などには防火設備等を設けなければならない場合があります。</p> <p>※3 隣地境界線及び道路中心線から 1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の部分</p>
非常用の進入口	<input type="checkbox"/> 道路側に面した窓(幅75cm×高さ1.2m以上の大きさの進入口に代わるもの)などが開きますか。 <input type="checkbox"/> 家具、荷物、広告板等の障害物はありますか。	<p>3階建以上の建物には、火災時に消防隊が進出し消火・救助活動を可能にするため、道路等に面して非常用の進入口等を設置することが必要となります。</p>

研修終了後、助成金を受け取るまでの流れ

STEP 1 登録養成機関（下表参照）での研修が修了

STEP 2 横浜市内の介護保険事業所（※①②③参照）で就業（就業開始から1か月以上かつ10日以上従事）

STEP 3

申請書類一式を（公社）かながわ福祉サービス振興会（以下振興会）に郵送【令和6年2月29日必着】

- 助成金交付申請書（第1号様式） ■ 受講料支払証明書（第2号様式） ■ 就業証明書（第3号様式）
- 就業日数管理表（第3号様式別紙） ■ 受講修了証明書の写し ■ 住民票



振興会が申請書類一式を審査した後、助成金交付決定者には「横浜市訪問介護等資格取得支援事業受講料助成金交付決定通知書（第4号様式）」を郵送します。

STEP 4

第4号様式受領後、「横浜市訪問介護等資格取得支援事業受講料助成金交付請求書（第6号様式）」を記入の上、振興会に郵送【令和6年3月15日必着】



振興会が第6号様式を確認した後、指定の口座に助成金額を振込みます。

☆申請（ステップ③）から助成金振り込みまでに1か月半から2か月程度かかります。

■ 助成対象者

次の要件をすべて満たす方

- 申請時の住所が横浜市内である方
- 登録養成機関における介護職員初任者研修または生活援助従事者研修の受講開始日が令和4年4月1日以降の方
- 資格取得後から、助成金申請受付期限（令和6年2月29日必着）までに次の①から③のいずれかを満たしている方
 - 横浜市内の訪問介護事業所等（※①）で訪問介護員として就業を開始した後（登録ヘルパー等には実働を開始した後）、1か月以上経過かつ10日以上従事している
 - 横浜市内の介護保険事業所（※②）で、介護従事者として就業を開始した後、1か月以上経過かつ10日以上従事している
 - 横浜市内の介護保険事業所（※③）に常勤の介護職員として就業を開始した後、1か月以上経過かつ10日以上従事している
- 他に国、都道府県等公的機関から本申請に係る研修費用に対する助成（本事業の助成を含む）を受けていない方

※①訪問介護、第1号訪問事業、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※③訪問入浴介護、通所介護、第1号通所事業、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

横浜市訪問介護等資格取得支援事業 登録養成機関一覧

令和5年5月8日現在（50音順）

養成機関名	連絡先	受講料（税込）	通信・通学
あいしまキャリアアップカレッジ	045-363-8121	85,000円	通学
カイゴジョブアカデミー	0120-90-1144	42,900円	通信
介護福祉カレッジ・アシスタンス	0467-73-8751	60,500円	通学
学研アカデミー	03-6431-1606	65,010円	通信
特定非営利活動法人かながわ福祉保健学院	045-989-2650	59,500円	通信
社会福祉法人喜楽会研修センター	042-711-8156	43,000円	通信
三幸福カレッジ	03-3343-2916	87,780円	通信
湘南ケアカレッジ	042-710-8656	55,000円	通信
湘南国際アカデミー	0466-54-7290	78,980円	通信
藤仁館医療福祉カレッジ横浜校	045-565-9880	97,900円	通信
株式会社ニチイ学館	045-319-5520	88,000円	通信
ひだまりカレッジ	045-852-0362	66,924円	通信
プラチナ倶楽部介護スクール	045-830-0022	65,000円	通学
未来ケアカレッジ	045-290-6700	65,450円	通信
ユアハーツ	045-550-7145	70,000円	通学
よこはま介護アカデミー	045-300-0881	55,544円	通信
横浜市福祉サービス協会	045-227-1710	50,000円	通信

・受講料が変更になる場合があります。

・助成金の申請には、上記登録養成機関での研修受講が必要です。登録養成機関以外で研修を受講した場合は申請が出来ませんのでご注意ください。

・研修会場は、各養成機関にご確認ください。

・通信講座は、スクーリング（通学）が必要な場合があります。詳細については、各養成機関にご確認ください。

・この登録養成機関一覧は、令和5年4月1日時点のものです。今後、新規登録などにより掲載内容が変更となる場合がありますので、最新の登録養成機関一覧は、かながわ福祉サービス振興会のホームページにて、ご確認ください。

申請期限：令和6年2月29日必着 ☆期限前であっても、助成金の予算に達した時点で受付を終了します。

2 横浜市訪問介護等資格取得支援事業

横浜市
訪問介護等
資格取得支援事業



始めるなら今がチャンス！

ホームヘルパーになりませんか

あなたの「やる気」を「本気」へ！
横浜市が資格取得にかかる研修費用を助成します。

ホームヘルパーに加え、介護保険事業所に常勤の介護職員として就業する方も対象です。

ホームヘルパー（訪問介護員）とは？

介護を必要とする方の住まいを訪問し、介護のプロとして日常生活を送る上で必要となる身体的な介護や家事をサポートするスタッフ。介護の必要な方の住み慣れた地域・自宅での暮らしを支えます！



◆ホームヘルパーになるためには？
「介護職員初任者研修」または「生活援助従事者研修」を修了していることが必要です。

助成金額はいくらまで？

介護職員
初任者研修

上限 **70,000円**※

（受講要件なし・研修時間：130時間）

▼研修修了後にできる仕事内容

・身体介護（入浴、排せつ、食事の介助など） ・生活援助（洗濯、掃除、買い物など）

生活援助
従事者研修

上限 **30,000円**※

（受講要件なし・研修時間：59時間）

▼研修修了後にできる仕事内容

・生活援助（洗濯、掃除、買い物など）

※助成金額の上限です。受講料が各研修の助成金額未満の場合は、実際の受講料が助成金額となります。

申請方法など、お問い合わせは下記まで

（公社）かながわ福祉サービス振興会 教育事業課

<https://www.kanafuku.jp/>

かなふく 資格取得

検索

電話 045-210-0788（平日 9:00～17:00）FAX 045-671-0295

見開きページでホームヘルパーの仕事とその魅力を紹介！

横浜市
健康福祉局
補助事業

助成金申請の
詳細はこちら！



症状無いのに
感染拡大!?



ノロウイルス
食中毒に
気をつけましょう!

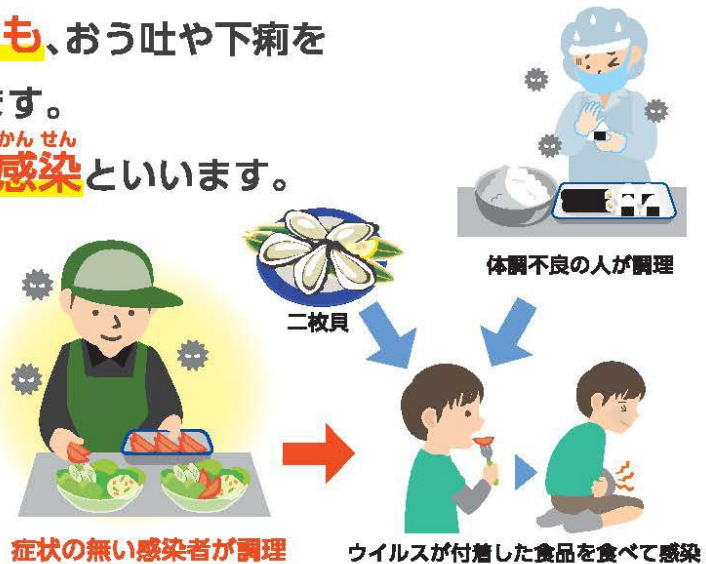


ノロウイルスに**感染しても**、おう吐や下痢を
発症しない場合があります。

このような状態を**不顕性感染**といいます。

平成28年に国内で発生したノロウイルス食中毒の原因のうち約5割は不顕性感染です。

不顕性感染でも、感染者のふん便には多くのノロウイルスが含まれていますので、気づかないうちに感染を拡大させてしまいます。(ウイルスの排出は1か月程度続くことも!!)



患者は**1,200人以上!** 不顕性感染による
大規模ノロウイルス食中毒

平成26年、静岡県内の多くの小学校で、給食のパンによるノロウイルス食中毒が発生しました。この事件は、発症していない従事者が異物等の確認をする時に、手洗いが不十分であったことなどからパンを汚染してしまったことが原因と考えられています。

実践！！ ノロウイルス食中毒対策

従事者の健康管理

- おう吐・下痢などの症状がある人は、食品を取り扱う作業には従事しないようにしましょう。
- 家族におう吐・下痢などの症状がある場合は、自分に症状がなくてもノロウイルスに感染している可能性があります。
- 流行期では、ノロウイルス感染を意識した健康管理が大切です。

加熱・消毒

- ノロウイルスの感染力を失くすため、二枚貝などは中心部を85～90℃で90秒以上加熱しましょう。
- 調理器具は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤等)や加熱殺菌などで適切に消毒をしましょう。



持ち込まない

- トイレには、履物を替えて入り、作業着のまま入らないようにしましょう。トイレ後の手洗いは特に念入りに！



- トイレの清掃・消毒は次亜塩素酸ナトリウムなどを使用し適切に行いましょう。トイレは高率で汚染されています。清掃時に感染しないように手袋等の着用をしましょう。

拡げない・つけない

- 調理開始前や盛付けに移るときや、次の調理工程に入る前など適切な手洗いをしましょう。



- 生食用や、加熱済みの食品の取扱いは要注意！素手での取扱いはやめ、しっかり手洗いをした後、トングや箸、使い捨て手袋などを正しく使いましょう。

体調に異常がなくても日常からの手洗いが重要です！

食品衛生に関するご相談やお問合せは、お店のある区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
西区	西区中央1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町118	930-2365
中区	中区日本大通35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
南区	南区浦舟町2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2356
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6361	栄区	栄区桂町303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751

発行：横浜市健康福祉局 食品衛生課 TEL 045-671-2459 FAX 045-641-6074 平成30年6月

⇒令和5年4月から部署名が「横浜市医療局 食品衛生課」に変わりました。

TEL 045-671-2459 / FAX 045-550-3587

4

食中毒が疑われる場合の対応について

介護サービス利用者に食中毒を疑う症状が見られた場合は、速やかに医療機関の受診を促すとともに、事業所のある区の福祉保健センター生活衛生課に届出をしてください。

なお、食中毒の調査では、患者の発症前の食事内容や発症状況に関する調査の他、原因として疑われる食事の調理施設や同じ食事を食べた方を対象とした調査も行います。個人情報提供や検便等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

また、食事が原因として疑われる場合は、食事の提供の自粛をお願いすることがあります。そのため、食中毒の発生時に備え、代替食の確保の方法についても平時から検討してください。

1 食中毒が疑われる場合の対応の流れ

(1) 患者の発生を探知

↓
・医療機関への受診を促す

(2) 発生状況の把握

↓
・利用者と職員の健康状態
・受診状況（診断名、検査実施状況等）

(3) 事業所のある区の福祉保健センターへ届出（下記一覧参照）

↓
・発生状況
・食事の提供内容

(4) 福祉保健センターによる調査への協力

・食事の提供の自粛（必要に応じて）

2 届出先（各区福祉保健センター生活衛生課）

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540-2370
西区	西区中央 1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町 118	930-2365
中区	中区日本大通 35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2463
南区	南区浦舟町 2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6361	栄区	栄区桂町 303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5751

※ 夜間・休日の連絡先はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/hokenjo/shi-hokenjo/kinkyudaiyaru.html>

社会福祉施設等で入居者・利用者に給食を提供している施設のうち、営業以外の場合で、1回の提供食数が20食程度以上の施設については、食品衛生法に基づく届出制度の対象となります。

この届出制度は、食事提供の実態把握や食品衛生責任者の選任、HACCPに沿った衛生管理といった自主衛生管理を推進していくことを目的としています。

1回の提供食数が20食程度未満の小規模な施設は、届出対象外となりますが、本市では食中毒のリスクの高い高齢者等を対象とした社会福祉施設については、これまでと同様にノロウイルスや腸管出血性大腸菌等による食中毒の未然防止のための衛生管理の支援を行います。

【食品衛生法に基づく届出制度の取扱い】

1 食品衛生法に基づく届出の対象施設

1回の提供食数が20食程度以上の、営業以外の場合で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設

- * 1回の提供食数が20食程度未満の施設は届出不要です。
- * 調理業務を外部へ委託している場合、受託事業者は営業許可の取得が必要です。
受託事業者が営業許可を受けた場合、施設側の届出は不要です。

2 届出手続きについて

区生活衛生課窓口での書面による届出の他、国の食品衛生申請等システムを利用した届出が可能です。

(1) 窓口で届出を行う場合の必要書類など

- ア 営業届（第14号様式）
- イ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（調理師・栄養士免許、養成講習会修了証などの原本又は写し）
- ウ 施設の構造及び設備を示す図面（調理室の構造設備、従事者及び利用者の便所、手洗い設備、食事をとる場所の位置が確認できるもの）
- エ 施設付近の見取り図（届出書記載の所在地では場所がわかりにくい場合のみ）
- オ 水質検査結果の写し（水道事業等により供給される以外の水（井水等）を使用する場合のみ）

(2) 国の食品衛生申請等システムを利用した届出を行う場合の必要書類など

システム上にて、必要事項の入力（※）と、上記イからオまでのデータの添付を行い、届出を行います。（エ、オは必要な場合のみ）

- ※ 食品衛生責任者の情報を入力する際に、「受講した講習会、資格取得年月日等」欄に資格者番号も併せて入力してください。

（入力例）〇〇講習会、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（養成講習会受講の場合）

〇〇県、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（栄養士等免許の場合）

《食品衛生申請等システム》（厚生労働省ホームページ）

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について】

1 対象

食品衛生法に基づく許可・届出の対象施設は、HACCPに沿った衛生管理に取り組む必要があります。

HACCPとは…原材料の納品から製造、調理、提供までの全ての工程において、異物混入、食中毒菌などの危害となる物質を予め分析し、除去することにより安全な食品を提供できる衛生管理の考え方です。食品衛生管理の国際標準となっており、日本を含む先進国を中心に義務化されています。

2 具体的な対応について

厚生労働省が公表している手引書（※）に従い、様式及び記入例を参照しながら「衛生管理計画」を作成し、計画通りの管理ができていないか毎日記録します。既に、衛生管理に関するマニュアル等を作成している場合は、既存のマニュアルと手引書を比較し、管理する項目に不足があれば追加する等の対応をします。なお、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合は、同マニュアルが HACCP に基づき作成されていることから、新たな対応は生じません。

※給食施設向けの手引書

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書～委託給食事業者～」

（手引書の題名には「委託給食事業者」とありますが、直営で調理を行っている施設においても当該手引書を参考とすることが可能です。）

なお、調理業については、「小規模な一般飲食店向け」、「旅館・ホテル向け」の手引書なども公開されています。施設の規模に応じて、参考にする手引書を選択しましょう。

「手引書」について詳しくはこちらをご覧ください

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html



<保健所が取組状況を確認しています>

各区福祉保健センター生活衛生課・医療局食品衛生課では、各施設の衛生点検等の際に、各施設が作成した「衛生管理計画」や記録などを確認し、取組状況を把握しています。導入済みの施設に対しては、記録に基づく検証を継続して行えるよう技術的支援を行います。また、HACCPへの取組を行っていない施設に対しては、導入指導を行っています。

○ 相談・届出窓口（各区福祉保健センター生活衛生課）

仕入れた弁当をそのまま販売・提供する場合など、給食施設に該当しない場合もあります。「施設が給食施設に該当するか」等の相談、届出については事前に施設のある区の福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。HACCPに沿った衛生管理についても、御不明点があれば、お問い合わせください。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀 2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町 3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町 26-1	540-2370
西区	西区中央 1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町 118	930-2365
中区	中区日本大通 35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2463
南区	南区浦舟町 2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2356
港南区	港南区港南 4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町 16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町 2-9	334-6361	栄区	栄区桂町 303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子 3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5751